

京都市動物園事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第85号

京都市動物園事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市動物園事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条中「の課」の右に「及びセンター」を加え、「飼育課」を「種の保存展示課  
生き物・学び・研究セ  
ンター」に改める。

第2条第1項中「課長 2人」を「課長 2人  
センター長」に改め、同条第2項中「飼育課に企画  
係長，安全管理係長，飼育第一係長，飼育第二係長及び飼育第三係長」を「種の保存展示  
課に企画係長，安全管理・病院係長，飼育展示・動物管理係長，飼育展示・施設管理係長  
及び飼育展示・事業推進係長，生き物・学び・研究センターに研究教育係長」に改め、同  
条第4項中「課に」を「課及びセンターに担当課長，」に改める。

第3条第3項中「課長」の右に「及びセンター長」を加え、同条第4項中「課長が」を  
「課長又はセンター長が」に、「課長を」を「課長又はセンター長を」に改め、同条第5項  
中「担当課長補佐」を「担当課長，担当課長補佐」に改める。

第4条第1項中「課長」の右に「又はセンター長」を加え、同条第2項中「課長に」を  
「課長又はセンター長に」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、担当課長が置かれている場合は、主管事務につき、担当課長がその職務を代  
理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐，担当課長補佐，係長  
又は担当係長がその職務を代理する。

第5条飼育課の項に次の2号を加える。

(4) 種の保存，繁殖及び研究（飼育動物に係るものに限る。）に関する事。

(5) 環境教育（園内事業に係るものに限る。）に関する事。

第5条飼育課の項中「飼育課」を「種の保存展示課」に改め、同項の次に次の1項を加  
える。

生き物・学び・研究センター

(1) 種の保存、繁殖及び研究に関すること。ただし、種の保存展示課の所管に属するものを除く。

(2) 環境教育に関すること。ただし、種の保存展示課の所管に属するものを除く。

第6条中「文化市民局文化芸術担当局長は」の右に「，担当課長」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)